

浜松地域外国人観光客送客事業費補助金

インバウンド 補助金

浜松市への外国人観光客の送客にご協力ください！

新型コロナウイルス感染症の影響により減少したインバウンドの早期回復に向けて、浜松市へ外国人観光客を送客する事業者に対する助成をします。

1泊最大 **3,000**円/人 (上限3泊まで)

● 補助対象者：旅行会社、ランドオペレーター（旅行業法に基づく登録が必要です。）

補助対象経費	補助額
浜松市内宿泊にかかる経費	1泊あたり2,000円
【加算】浜松市内滞在にかかる経費（2か所以上）	1人あたり1,000円



(公財) 浜松・浜名湖ツーリズムビューロー 担当：中野・杉山
〒430-0928 静岡県浜松市中央区板屋町596
EASTITAYA25-1階
Tel: 053-458-0011 (平日 9:00-17:30)
e-mail: inbound@hamacon.net
HP: <https://mice-hamamatsu.jp/topics/2263/>



裏面

●条件

以下の条件をすべて満たすツアーが対象となります。

①外国籍を有する者を対象とするもの

②1回の送客人数が外国籍の方5人以上(宿泊費が発生しない幼児を除く。)

③令和5年7月1日から令和7年2月28日までに浜松市内に1泊以上宿泊するもの(1人あたりの宿泊費が5,000円以上のものに限る。)

※企業研修や会議等は対象外。教育旅行、インセンティブツアーは対象です。

●対象

日本国内に事務所を置く旅行者(旅行サービス手配業者を含む。)

※旅行業法による旅行業または旅行サービス手配業の登録が必要です。

●補助額

・浜松市内宿泊にかかる経費 2,000円/泊(最大3泊まで)

・【加算対象】浜松市内滞在にかかる経費(1泊につき有料施設2か所以上) 1,000円/人
※昼食及び夕食を含みます。ただし、宿泊費に含まれる夕食や朝食は除きます。

・1事業者当たりの補助上限があります。

●補助金申請から交付までの流れ

①エントリーシートの提出

・内容確認後申請のご案内をします。

②交付申請(※ツアー催行前に申請が必要です)

・補助金交付申請書に添付書類を添えてご提出ください。(一度に申請できるものは事業実施日が申請日の属する月の翌々月まで)

・申請内容を審査し、適正と認めたときは補助金交付決定通知書により通知します。

③ツアー催行

④実績報告

・ツアー完了翌日から10日以内に事業実績報告書に添付書類を添えてご提出ください。
報告書を審査し、適正と認めたときは補助金交付確定通知書により通知します。

⑤補助金の請求及び交付

●その他

・予算がなくなり次第、受付を終了します。

・必要に応じて浜松市の観光情報やホテル情報をご提供します。

・申請書は日本語、日本円で作成してください。

・補助金交付先は日本国内の金融機関の口座に限ります。

・補助金交付要綱(申請様式)についてはホームページ(URLは表面記載)からダウンロードの上、ご確認ご使用ください。